

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和8年度 第1回河内長野市子ども・子育て会議
2 開催日時	令和8年8月19日(水) 午後1時30分から
3 開催場所	河内長野市役所3階 301会議室
4 会議の概要	・委嘱状の交付 ・こども子育て部長あいさつ ・会議 ・議案 案件1. 河内長野市こども計画の進捗状況の報告について 案件2. こども誰でも通園制度の利用状況について 案件3. 「保育士宿舎借り上げ支援事業」「教育・保育実習生支援事業」について 案件4. その他 ・総評 ・閉会
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) こども子育て部こどもまんな課(内線164)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

（令和８年度）第１回河内長野市こども子育て会議
議事録（案）

開 催 日 時	令和８年８月１９日（水）午後１時３０分～３時４０分
開 催 場 所	河内長野市役所３階 ３０１会議室
出 席 者 （委 員）	会長 渡辺 俊太郎 会代理 河野 清志 委員 吉田 恵 委員 富岡 祐子 委員 足立 佳香（欠席） 委員 上尾 晶子 委員 安本 照正 委員 九星 静 委員 上代 婦美子 委員 飯田 裕香 委員 吉田 妙子
次 第	１ 委嘱状の交付 ２ 部長挨拶 ３ 案 件 ① 河内長野市こども計画の進捗状況の報告について ② こども誰でも通園制度の利用状況について ③ 「保育士宿舎借り上げ支援事業」「教育・保育実習生支援事業」について ④ その他
資 料	資料１ 河内長野市子ども・子育て会議委員名簿 資料２ 河内長野市子ども・子育て会議条例 資料３ 河内長野市こども計画進捗状況 資料４ こども誰でも通園制度概要 こども誰でも通園制度チラシ 資料５ 河内長野市保育士宿舎借り上げ支援事業概要 資料６ 河内長野市教育・保育実習生支援事業概要

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
	開会
事 務 局	【次第 1 委嘱状の交付】
事 務 局	【次第 2 部長あいさつ】
事 務 局	委員の皆様を事務局よりご紹介いたします。 【出席者の紹介】 （外部委員：資料 1 参照、市側：配席図参照） 【資料の確認】 本日配布させていただいております資料は、次第と資料 1 ～ 6 までとなっておりますのでご確認いただければと思います。過不足ございませんでしょうか。 【会議成立の報告】 次に会議成立の報告をさせていただきます。お手元に資料 2 「河内長野市子ども・子育て会議条例」をお配りしておりますが、この第 6 条第 3 項におきまして、会は委員の半数以上のご出席で成立することとなっています。本日ご出席の方は 10 名でございます。本日は委員 11 名の半数以上にご出席いただいておりますので会議が成立しておりますことをご報告いたします。 【会長及び会長代理の選任】 「河内長野市子ども・子育て会議条例」第 5 条の規定により、会長は、委員の互選となっております。また、会長代理は、会長が指名することとなっておりますので、会長・会長代理が決まりますまで、事務局で会議の進行をさせていただきます。 それでは、条例第 5 条に基づきます当会議の会長の選任について、おはかりします。会長については、委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。 ただいま、特にご意見がございませんでしたので、事務局案を申し上げたいと存じます。会長は、渡辺委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。 異議が無いようですので、渡辺委員は会長席の方へ移動よろしく願いいたします。 それでは、渡辺会長、会長代理を指名していただけますでしょうか。
渡辺会長	大阪大谷大学の河野委員にお願いします。
事務局	それでは、河野委員、会長代理席へ移動お願いいたします。これからの議事は、子ども子育て会議条例第 6 条第 2 項の規定により、渡辺会長を議長として進めていただきますのでよろしく願いいたします。

渡辺会長	それでは私の方から議事を進めさせていただきます。 案件①「河内長野市こども計画における令和7年度進捗状況の報告について」の内容について、事務局よりご説明をお願いします。なお、質疑は全ての説明が終わってから纏めて、という形にさせていただきます。 最初に、「(1) 教育・保育の提供体制について」についてご説明をお願いします。
事務局	【案件① 河内長野市こども計画における令和7年度進捗状況の報告について】 「(1) 教育・保育の提供体制について」 説明
渡辺会長	続きまして「(2)地域子ども・子育て支援事業」についてですが、担当する項目をまとめて説明をお願い致します。
事務局	「(2) 地域子ども・子育て支援事業」 項目1、5、6、7、14、15、20 について説明
渡辺会長	続きまして項目2についてご説明をお願いします。
事務局	「(2) 地域子ども・子育て支援事業」 項目2 について説明
渡辺会長	続きまして項目3、12、13、16 についてご説明をお願いします。
事務局	「(2) 地域子ども・子育て支援事業」 項目3、12、13、16 について説明
渡辺会長	続きまして項目4、8、9、11、17、18 についてご説明をお願いします。
事務局	「(2) 地域子ども・子育て支援事業」 項目4、8、9、11、17、18 について説明。 11の実績値について、350人から391人に修正になる旨説明。
渡辺会長	続きまして項目10、19、21 についてご説明をお願いします。
事務局	「(2) 地域子ども・子育て支援事業」 項目10、19、21 について説明
渡辺会長	事務局からすべての項目について説明がありました。内容について意見や質問があればお願いします。
委員	「(2) 地域子ども・子育て支援事業」項目4【地域子育て支援拠点事業】について現在、当該事業を実施している市内の施設数を教えて頂けますでしょうか？ 「(2) 地域子ども・子育て支援事業」項目5【幼稚園における一時預かり事業】について、新2号該当者と非該当者（短時間パート等で毎日預かり利用）の比率について、詳細な数字が分かれば教えてほしいです。 また、「(1) 教育・保育の提供体制」について、教育認定は4から5時間と表示されているが、国基準（4時間）と異なるのではないのでしょうか。

事務局	項目4【地域子育て支援拠点事業】については、市内6か所で事業を実施しております。その内、民間保育所としては観心寺保育園、認定こども園としては高向こども園が実施しております。高向こども園については、認定こども園ではありますが、保育所時代からの経過で現在も実施しているのが現状でございます。 項目5【幼稚園における一時預かり事業】については、比率について、数字が分かれば後日共有させていただきます。 「(1) 教育・保育の提供体制」については、ご指摘のとおり、4時間に表示を改めます。
委員	地域内に事業があることは評価できるが、地域子育て支援拠点事業と認定こども園機能の重複整理を進めてほしい。
事務局	整理でき次第、共有させていただきます。
委員	項目16「子育て世帯訪問支援事業」17「児童育成支援拠点事業」18「親子関係形成支援事業」について質問です。項目16については、支援を拒否されるご家庭が多いと、これは非常に私も実感しています。支援が必要だと思う家庭ほど、気にされる方が多いと認識しています。項目17については、令和8年度の目標が156人ということは、今年度は設置されるという、予定でしょうか。 それはどこにどんなものを作っていただける予定なのでしょう。 項目18についてですけれども、育児講座について、開催場所、対象者が「聞いてほしいと思える人」に届く設計か、聞きやすさ・オンデマンド方式の採用有無など、実施形態についてどんな形でされているのか、教えていただきたいです。
事務局	項目16について、家事や生活環境の整備が困難な家庭に対し、ヘルパー派遣を含むサービスを提供する事業者へ委託する形で支援を実施しております。 直接事業者へ委託する場合と、子ども支援グループが同行訪問し徐々に関係構築する場合があります。 周囲が支援必要と認識しているが「お家が整わない」家庭ほど、家庭内への第三者受け入れのハードルが高いという特性は確かにあります。 日常的支援で信頼関係を丁寧に構築し、長期間をかけて初めて入れる家庭もあるため、養育環境の整備に資する事業を継続推進する方針です。 項目17について、法的要件（場所確保、専門職配置など）のハードルが高く、拠点としての正式設置は未達となっています。 代替として、市が子どもの居場所設置事業者へ補助する制度を今年度開始しました。2026年6月に事業者募集を実施し、3事業者の居場所設置を補助予定で決定済みです。 項目18について、あいつくが実施する「親子の絆づくりプログラム 赤ちゃんが来た」プログラムは、生後2～5ヶ月の第一子の母親を対象に、4週連続で参加する場を提供しています。 子育て仲間との出会い・対話、育児不安やストレスの軽減、育児学習の機会創出をしています。

	出産後に外出機会が少ない母親、友人が少ない転入者等に対し、外出や仲間づくりの機会を提供、4回目終了後、サークル化して継続的なつながりを形成しています。 第一子母への個別連絡で参加を促進しており、それ以外にもニーズに応じた育児講座（イヤイヤ期・反抗期対応、言葉の発達など）を開催し、参加を呼びかけております。 現状オンデマンド配信は未実施です。来場のうえ申込・受講する形式をとっております。 今後、より多くの人が聞ける方法（オンデマンド等）を検討予定です。 思春期の親子関係に関する講座への拡張も検討しています。
	項目 17 について、多数、委員より質問あり。事務局より以下のとおり回答。
事務局	項目 17 としての実績は 0 ではあるが、類似事業として補助事業を実施しております。 既に実施している事業者があり、河内長野駅前商店街内のほか、3ヶ所で実施している。 応募は 5 団体があり、最終的に 3 団体で決定。 事業内容は、市が「必須でしていただくもの」と「任意」の提供（「食事の提供」は任意）を条件化。 市は実施を事業者任せつつ、条件設定・情報共有等で関与。 居場所事業は市の設定条件（必須・任意）に基づき事業者主導で運用。 2027 年 1 月頃に 3 事業者が集まる交流会を開催予定しており、事業の情報共有、課題の共有で、行政も参加する。 この交流会への出席は補助の条件の一つ。 民間の三日市町駅前の居場所では、1 日あたり 10 名以上の来所がある。 別の拠点は今年度から事業開始予定で、一定の利用見込みあり。 実施時間帯・形態は様々で、フリースクールの機能を持つところもあるが、市の補助事業とは切り分けて運用。 実施頻度と補助条件の例:ある事業者は週 6 日実施。 キックスの貸館利用では、市の条件（月 2 日以上）に対し現状は週 1 回（水曜 15:00～17:00）＋土曜日定期で対応予定。 市は各事業者の可能な範囲での実施を認め、開設日数に応じて補助。 補助は開設実績日数に応じた段階制で支給 - 事業者の柔軟な運用を許容。 年間 96 日以上：50 万円。 年間 48～95 日（「96 日未満」）：30 万円。 年間 24～47 日（「48 日未満」）：15 万円。 月 2 回実施の場合、年間で 15 万円の補助が最大となる。 子どもの居場所事業は 18 歳までの児童を対象に、主に放課後に小中学生が自由に過ごせる環境を提供している。 対象は「お子さんだけ」で小学生を含む 18 歳までの児童であり、利用者は小中学生が比較的多い。 居場所には机・椅子、遊べる本やおもちゃ等が一定整備されており、子どもが自由に過ごす

	場として機能している。 放課後が基本的な対象時間で、午前中は大人向けの絵画教室なども開催されている。 学童保育との違いとして、居場所事業は安全見守りを基本に日単位利用が可能で、学童は専門職配置と継続利用による育成事業である。 居場所事業では大人が安全を見守る形で、その日に行ってその日に過ごす日単位の利用が可能。 小学生の寄り道利用の場合は、保護者の許可が必要。 学童保育では「放課後児童支援員（専門職）」を配置し、3か月以上の継続利用を前提に子どもの生活を育成する事業として支援を行う。 居場所事業の設置場所として、商店街内の NP0 法人ぬくもりがあり、整った環境で子どもが過ごしている。 事業者選定は7月末に決定し、8月から市ホームページで公表済みで、駅横の商業施設内など既存認知もあり寄り道や再訪利用が行われている。 寄り道は禁止されているため、帰宅後の利用が基本で、保護者許可のもとで実施される。 新規拠点は8月から開始予定なので、お知らせについては、広報状況を見ながら検討中。 「学びの多様化教室」は学校復帰と連携する取組があり、これとは別に市内に全く学校に行かない子どもを対象とする複数のフリースクールが存在する。 フリースクールでは、保護者と事業所が有料契約の上でプログラムによる学びを提供している。 当該居場所はフリースクールとは異なり、1日2～3時間程度の滞在時間で、夏休み中も時間帯は変更せず朝からの開所は行わない予定。 設置箇所が少ないため、朝からの開所までは至らないと考えられている。 8月から補助事業が開始したため、タイミングを見て現地視察を予定している。 地域の認知状況として、子どもは場所を知っているが、地域の小中学校の先生方にはまだ周知されていない。 拠点利用時の傷害保険の加入については、補助金申請の条件としている。
会長代理	項目 12「養育支援訪問事業」の実績が0件である状況について、その要因と今後の対策について教えてほしい。
事務局	以前はヘルパー派遣と一体であったが、児童福祉法の改正に関連して養育支援訪問事業と分離されました。 これまで市ではヘルパー派遣事業の件数を主に計上しており、養育支援訪問事業は新たに設けられた経緯があります。 現在は、養育支援対象家庭への訪問や電話サポートは、すべて地区担当者が直接行っています。 地区担当者5名で年間約400件を取り扱っており、負担が非常に大きい状況です。 地区担当を持たない家庭児童相談員に対し、定期的な訪問や電話連絡、同行訪問を依頼する体

	制を構築しています。 どの範囲の家庭を対象とするかについて早急に検討を開始します。
委員	継続支援を受けている家庭が小学校・中学校へ進学する際、学校等との連携や情報提供は行われていますか？
事務局	要保護児童対策地域協議会の台帳に記載されている家庭については、18 歳になるまで学校や子ども家庭センターと連携しながら見守りを継続しています。 長期間にわたり、保育園、小学校、中学校と連携して見守りを実施しているケースも存在します。 要保護児童対策地域協議会はハイリスク家庭に注力しており、すべての家庭を見守ることはできません。 社協、CSW、民生委員、学校など、多くの関係機関と役割分担をしながら連携して見守りを実施しているのが実情です。 個別ケース会議を設置し、関係機関を集めて方針を決定することもあります。
会長	案件②「こども誰でも通園制度の利用状況」について、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	案件②について事務局より説明。
委員	利用者の年齢構成を見ると 0 歳児に偏っているが、これは推計人口 418 人の内訳において、そもそも 0 歳児の母数が 1 歳児の 2 倍存在するため、同確率で利用が発生した場合に 0 歳児の利用者数が多くなっているのでしょうか。
事務局	事業開始当初は 1 歳児の利用が多いと予測していましたが、実際にはほぼ 0 歳児の利用が中心でありました。 この背景には、育児が始まったばかりで負担を感じていたり、子どもに様々な経験をさせたいと考える保護者が多いことが推測されます。 1 歳に近づくとも幼稚園に入園したり、当該サービスを利用していた子どもが途中で保育園に入園し、登録を解除するケースも見られます。 今後、0 歳児の利用が多い理由については、さらに分析を進めていく必要があると考えています。
委員	利用者の居住地は千代田台地区などに限定されず、河内長野市内の広範囲にわたっているので、この事業が新規入園のための広告宣伝として機能する可能性があるため、一時預かりを利用した中で 3 人でも入園してくれれば、事業を行う価値があると思います。
委員	誰でも通園制度には、職員が何名必要ですか？
事務局	この事業には、担当者が 2 名配置されていますが、利用児がいない日や利用児が降園後は他の保育業務に入っています。 人数により専用の預り部屋だけでなく、同年齢のクラスに入って交流する機会も設けています。
会長代理	利用手続きのシステムに使いづらさがあるという意見はありますか。
事務局	国のシステムを使っており、煩雑な面もあると認識しています。

会長	それでは、続いて案件③「保育士宿舍借り上げ支援事業・教育・保育実習生支援事業」について、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	事務局より案件③について説明。
委員	幼稚園では教育実習生の確保が課題となっており、特に市外から来る実習生は交通費を理由に辞退するケースがあります。 現行の給食費補助（実費約 350 円に対し上限 1,000 円）だけでは、実習生誘致の決め手として弱い可能性があります。 交通費を補助に含めることで、遠方からの実習生も受け入れやすくなり、その後の就職につながる可能性が高まるため、園としては非常に有益であると思います。 交通費のインパクトは大きく、学生にとって実習先を選ぶ際の大きな理由になり得るのではないかと思います。 実際に市内の園でも、実習希望者が少なく、何とか来てほしいと考えている状況です。
委員	看護学生の実習は多い一方で、幼稚園教諭・保育士を目指す学生が少ないという現状がある。 要因 1 としては、高校での進路指導の問題があると思われます。 進路指導担当者が、処遇改善後の労働環境を知らずに「3K」のイメージで保育職を勧めないケースがある。生徒本人の強い意志がない限り、他の進路を勧められることがある。 要因 2 にコロナ禍での職場体験の中止があります。 コロナ禍で中学・高校の職場体験が中止された年度の生徒は、保育・幼児教育系の養成校への進学が著しく少なかった。 中学生時代の保育所体験が、将来の職業選択に影響を与えることが示唆されています。 要因 3 として、子どもと触れ合う機会の減少があります。 日常生活で子どもと接する機会がないため、中高生が子どもとの関わり方が分からなくなっているのだと思います。 対策として、小中連携などを通じて低学年の児童と中学生が触れ合う機会を増やしてみてもどうか。
事務局	中学校で乳幼児と触れ合う「ふれあい授業」が実施されており、実施校は増加傾向にあります。 この授業では、中学生が実際に子どもを抱っこするなどして「命の重さ」に直接触れる経験ができます。 参加した母親からも好評であり、生徒たちが目を輝かせて参加している様子が見られ、この取り組みは性教育とも関連付けて工夫されており、今後も協力してもらいながら実施校を増やしていく方針です。
委員	実習生補助について、10 日限度での支給で足りるのでしょうか。
会長	幼稚園の方は教育実習なんですけども、短大卒業の場合、概ね 2 週間で平日 10 日程度となります。 保育士の養成課程では保育実習Ⅰ・Ⅱがあり、保育所実習は「2 週、2 週」という形で実施されるので、概ね 10 日で行政は設定したのだと思います。

会長	それでは、案件④その他について、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局より、次回会議は2月に開催予定である旨、説明。
会長	案件は以上となりますが、他に何かご意見のある委員の方はいますでしょうか。
委員	子育てで、幼稚園卒業後はあいつくとのつながりが途切れる課題感がある一方で、幼稚園時代に関わったあいつくの先生や心理士が思春期・18歳までの期間に講座等で継続的に関与してくれると心強いです。
事務局	旧「家庭児童相談室」（過去はあいつくに機能があった）を本庁へ移し、「子ども相談総合窓口」として集約しております。 市役所の代表番号でなく、直通電話番号で直接支援につながる体制に変更しております。 対象は18歳までの子どもとその家庭です。
委員	園で4歳～5歳の子どもを預かる中、保護者から「研修に行く間に小さい子2人を預かってもらえないか」との直接相談があった。 まず富田林のこども家庭センターに相談を案内し、センターでの説明を受け、適切な手続を経れば預かりの形を検討する旨の対応方針を伝えましたが、センターまで行くハードルが高いと言われました。 堺市は「1区につき1箇所」を目標に子育て短期支援事業を計画していると聞いてます。 河内長野市でも何か方策はあるのでしょうか。
事務局	市の契約施設は児童福祉施設、母子生活支援施設、2歳未満の乳児院、障害者支援施設です。 障害のある子どもの利用ニーズ増加を受け、前年の年度途中から障害者支援施設とも契約し、合計7箇所に拡充しております。 河内長野市内には該当施設がないため、全て市外の施設を利用する現状となっております。 課題としましては、児童福祉施設は一時保護が主用途で空きが少ないです。 大阪府下で同様の施設が各市と契約しているため、希望時に空きがない場合があります。 令和6年度に比べ令和7年度は契約施設が増え、受入を断る件数は減少しております。 1泊2日などの短期利用も、施設に空きがあれば可能です。 急な当日対応は難しいため、前もって相談が必要ですが、複数施設に当たって希望に沿うよう調整は可能です。 相談窓口は「こどもファミリーセンター」です。
委員	法改正により「保護」から「子どもの権利保障」へと考え方が転換し、社会保障制度に児童福祉が位置づけられ、施策の質に変化が生じているとの認識しています。 事業ごとの目標実績は理解できるが、「福祉を必要とする人が増えること」を市としてどう捉えるかという狙いが不明確に感じています。 旧来は福祉が多い＝不幸が多いという見方だったが、現行は権利保障のための施策であり増減の解釈が単純でない。 受け入れ先の増加は良いが、問題解決が進んでいるかは不透明だと懸念しています。

	市全体として、子育てや家庭のしんどさへのアプローチ、当該セクションの位置づけ・目的が見えにくいです。 人口減少が進む中で、将来に向けた人口構成の望ましい形（世代交代が可能な構成）をどう実現するかの方が見えません。 周辺が過疎で難しさがあるが、転入を含め人口構成の改善策が必要なのではないのでしょうか。 市の数値が他市（同規模・同構成）と比較して優れているかどうか不明ですが、大阪府内で河内長野市は少子化が進んでおり、様々な検討事項があると認識しています。 以上、意見です。
会長	様々な視点からの意見提出を今後も歓迎し、今日の意見を市スタッフに反映してより良い運営を目指してほしいです。 本会議で出た意見が、市政へ一定反映されている事例もあると認識しておりますので、参加者の意見を継続的に受け、改善につなげたいと思います。
事務局	以上をもちまして、令和８年度第１回会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

第 1 回 河内長野市子ども・子育て会議 次第

令和 8 年 8 月 1 9 日（水）

午後 1 時 3 0 分から

河内長野市役所 3 階 3 0 1 会議室

1. 委嘱状の交付

2. あいさつ

3. 案 件

①河内長野市こども計画の進捗状況の報告について

②こども誰でも通園制度の利用状況について

③「保育士宿舎借り上げ支援事業」「教育・保育実習生支援事業」について

④その他

河内長野市子ども・子育て会議委員名簿

(任期) 令和8年8月19日～令和10年8月18日

種 別	所 属	氏 名	備 考
1号委員	一般市民(公募委員)	吉田 恵	
1号委員	一般市民(公募委員)	富岡 祐子	
1号委員	河内長野市PTA連絡協議会	足立 佳香	
2号委員	大阪大谷大学	河野 清志	
2号委員	大阪総合保育大学	渡辺 俊太郎	
3号委員	民生委員・児童委員協議会	上尾 晶子	
4号委員	河内長野市民間保育園連絡協議会	九星 静	
4号委員	河内長野市私立幼稚園連絡協議会	安本 照正	
4号委員	河内長野市立小中学校校長会	上代 婦美子	
5号委員	河内長野市商工会	飯田 裕香	
6号委員	河内長野市社会福祉協議会	吉田 妙子	

○河内長野市子ども・子育て会議条例

平成 27 年 3 月 25 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、河内長野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 児童福祉法第 8 条第 3 項に掲げる事項に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）等に関すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し
必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(河内長野市附属機関設置条例の一部改正)

2 河内長野市附属機関設置条例（平成 2 4 年河内長野市条例第 3 5 号）
の一部を次のように改める。

第 2 条第 1 項第 1 号の表中「

河内長野市事業再評価委員会	市が実施する事業の効率性及びその実 施過程の透明性の一層の向上を図るた めに実施する事業再評価についての審 議等に関する事務
河内長野市次世代育成支援対策協 議会	市が策定する次世代育成支援対策行動 計画の推進及び進行管理についての審 議等に関する事務
河内長野市市長表彰審査会	市長が行う表彰に関し、表彰の適性を 期するための審査、審議等に関する事 務

」を「

河内長野市事業再評価委員会	市が実施する事業の効率性及びその実 施過程の透明性の一層の向上を図るた
---------------	--

	めに実施する事業再評価についての審議等に関する事務
河内長野市市長表彰審査会	市長が行う表彰に関し、表彰の適性を期するための審査、審議等に関する事務

」に改める。

(会議の招集に係る特例)

- 3 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則 (令和5年3月27日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月26日条例第6号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

こども計画進捗状況について【計画期間: 令和7年度～令和11年度】

(1)教育・保育の提供体制

	項目	項目内容	令和7年度 目標確保量	令和7年度 実績 (参考: 3月実入所)	令和8年度 目標事業量
1	1号	確保数（※満3歳～5歳児 教育認定（4～5時間の利用））	668人	668人 (520人)	668人
2	2号	確保数（※満3歳～5歳児 保育認定（8～11時間の利用））	1,219人	1,219人 (1,173人)	1,219人
3	3号	確保数（保育認定（8～11時間の利用）） ※確保数を上回る利用については定員の弾力化で対応。	0歳	153人 (150人)	153人
			1歳	289人 (286人)	289人
			2歳	343人 (328人)	343人
			合計	785人 (764人)	785人
4	住民利用率（3号（1・2歳））	1・2歳の子どもの数全体に占める、保育園・認定こども園の保育利用率（市内施設利用合計（入所人数）÷住民基本台帳人口）【上段4月、下段3月】		63.7% 73.8%	
5	住民利用率（3号（0歳））	0歳の子どもの数全体に占める、保育園・認定こども園の保育利用率（市内施設利用合計（入所人数）÷住民基本台帳人口）【上段4月、下段3月】		22.1% 37.8%	

(2)地域子ども・子育て支援事業

	事業名	事業内容	令和7年度 目標事業量	令和7年度 実績	令和8年度 目標事業量
1	時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園等（2・3号）で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業。	816人	902人 22か所	802人
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施。	1,192人	1,214人 35か所	1,193人
3	子育て短期支援事業	保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童または母子について、必要な保護を行う事業。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）を実施。	延べ36人 4か所	延べ72人 7か所	延べ34人 4か所
4	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	延べ40,870人 5か所	延べ40,165人 6か所	延べ39,060人 5か所
5	幼稚園における一時預かり事業	通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業。	延べ18,102人	延べ12,162人 14か所	延べ17,028人
6	保育所等における一時預かり事業	保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となったこどもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業。	延べ4,850人	延べ6,078人	延べ4,581人
7	病児保育事業	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業。	延べ154人	延べ96人 2か所	延べ163人
8	ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ）	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償でこどもを自宅で預かる相互援助事業。	延べ639人	延べ 641人	延べ620人
9	利用者支援事業	こども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	2か所	2か所	2か所
10	妊婦健康診査	母子保健法第13条に基づき、妊婦および胎児の健康増進、母子ともに安全・安心な出産を目的として健康診査を行う事業。	412人 5,088回	418人 4,855回	399人 4,928回
11	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児およびその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業。	388人	350人	376人
12	養育支援訪問事業	児童の養育の支援が必要であるにもかかわらず、自ら積極的に支援を求めていくことが困難な状況等にある家庭に対して、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が訪問による支援等を実施することにより、当該家庭が安定した児童の養育を行い、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする事業。	8人	0人	8人
13	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るための取り組み、ネットワーク機関間の連携強化に関する取り組みを支援する事業。	-	実施	-
14	実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度未移行幼稚園に通う、低所得で生計維持が困難である者等のこどもの副食費の一部を補助しています。（保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。）	-	実施	-
15	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。	-	-	-
16	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業。	67世帯	1世帯	65世帯
17	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭の児童等に対して、居場所となる場を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、学習、相談、食事等の支援を行うとともに、児童と家庭の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業。	160人	0人	156人
18	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるための育児講座を実施し、知識の習得のみならず同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、親の育児不安を軽減させ親自身が心身ともに安定してこどもに関われる状況をつくることで、親子の絆を深めることを目的に行う事業。	180人	226人	174人
19	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業。	延べ1,236人	延べ1,143 人	延べ1,197人
20	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保護者の就労状況等にかかわらず、満3歳未満の（保育所等に入所しているこどもを除く）こどもについて、保育所等で託児を行い、遊びや生活の場を提供するとともに、保護者に対する育児相談等を行う事業。	-	-	24人
21	産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業。	149人	154人	145人

こども誰でも通園制度 制度概要

○事業内容

月一定時間までの利用可能枠の中で、**就労要件を問わず**、時間単位等で園を柔軟に利用できる

○事業目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化すること

○対象者

保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども

○利用可能時間 こども1人当たり、**月10時間**が上限

こども誰でも通園制度 制度概要

○一時預かり事業との違い

「一時預かり事業」は、育児疲れの解消や急病、入院等に伴う一時的な保育など、**保護者や家庭の事情に応じてスポットで「預かる」サービス**です。

一方、「こども誰でも通園制度」は、**こどもの成長の観点から、こどもの育ちを応援**することを目的に行うものです。

目的は明確に違いますが、園からの目線で「こどもを預かる」点は同じです。

○こどもの成長の観点からの意義

- ・ 家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長**していくことができます。
- ・ 年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします。

こども誰でも通園制度 令和8年度の実施状況等

令和8年8月1日時点

実 施 施 設	河内長野市立千代田台こども園
実 施 方 法	一般型（専用室独立型）
実 施 日 時	月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の9時30分～15時30分
(内訳)	月曜日：きょうだい利用 火曜日：0歳児 木曜日：1歳児 金曜日：2歳児
利 用 コ ー ス	午前：9時30分～12時 午後：13時～15時30分 1日：9時30分～14時30分
定 員	0歳児：2人程度 1歳児：3人程度 2歳児：3人程度
利 用 料 金	300円（1時間当たり）
給 食 費	220円（幼児食・希望者のみ）

こども誰でも通園制度 令和8年度の実施状況等

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの値

年間対象人数 (推定)	418人
認定者数	20人
(内訳)	0歳児：13人 1歳児：6人 2歳児：1人
利用者数 (実人数)	7人
(内訳)	0歳児：4人 1歳児：2人 2歳児：1人
利用時間数	101時間
(内訳)	0歳児：61時間 1歳児：30時間 2歳児：10時間

河内長野市保育士宿舎借り上げ支援事業について

1. 趣旨

市内の認可保育所又は認定こども園(以下「保育所等」という。)が宿舎を借り上げ、雇用する保育士に対して無料又は比較的少額な家賃等で住ませる事業を実施した場合に、その費用への補助を行うことにより、保育士が働きやすい環境を整備し、保育士確保につなげる。

2. 対象

(1) 補助要件

保育所等で、宿舎を借り上げ(要件あり)、雇用した保育士(要件あり)を住まわせていること

(2) 借り上げる宿舎の要件

居住用の宿舎のうち、下記の場合を除く

- ① 保育所等を運営する事業者(法人の場合は、役員を含む)が所有する場合
- ② 保育所等の施設長、施設長の配偶者(事実婚含む)又は施設長の3親等以内の親族が所有する場合
- ③ 借り上げる宿舎の貸主が、住ませる保育士の配偶者(事実婚含む)又は3親等以内の親族である場合
- ④ 宿舎借り上げに係る賃貸借契約書の貸主の住所が、住ませる保育士の住所と同一である場合

(3) 住ませる保育士の要件

保育所等に勤務する常勤保育士のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 保育所等の雇用開始日が令和8年4月1日以降かつ、雇用開始日が属する会計年度から起算して5年目の会計年度末までの者
- ② 月 120 時間以上保育に従事している者
- ③ 河内長野市保育士宿舎借り上げ支援事業又は他の市町村(特別区を含む。)で実施する保育士宿舎借り上げ等に類する事業を利用したことがない者
- ④ 河内長野市保育士宿舎借り上げ支援事業を同一事業者において継続して利用する者。なお、産前産後休業、育児休業、介護休業を理由に河内長野市保育士宿舎借り上げ支援事業の利用を中断した後に、同一事業者で復職し、宿舎の利用を再開する場合は、継続して利用している者とみなす。
- ⑤ 借り上げる宿舎に転居した時点から遡って、1年以上市外に居住している者
- ⑥ 借り上げる宿舎に転居してから本補助金の算定対象期間の終了時点まで、継続して借り上げる宿舎に居住している者
- ⑦ 施設長、施設長の配偶者(事実婚含む)又は施設長の3親等以内の親族でない者

⑧保育所等から住居手当等を支給されていない者

(4)対象期間・経費

4月1日～3月31日の期間に、保育所等において、宿舍を借り上げるための費用で、補助金実績報告までの期間に支出が完了している下記の費用

- ①賃借料
- ②共益費及び管理費
- ③その他市長が認めるもの

3. 補助額

各月初日から末日まで継続して住まわせている保育士一人当たり、月 54,000 円（算定基準額）を上限として、実際に要した経費に4分の3を乗じて得た額を補助する。ただし、住まわせている保育士から費用を徴収している場合は、実際に要した経費から徴収金額を控除した額と算定基準額のいずれか少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を補助する。

河内長野市教育・保育実習生支援事業について

1. 趣旨

教育・保育実習生(以下、「実習生」という。)を受け入れている市内の認可保育所又は認定こども園(以下「保育所等」という。)が、実習生の実習先に選ばれることで、幼稚園教諭又は保育士の確保に繋げることを目的として、実習生が支払うべき給食費を負担した場合に、その負担費用を補助する(上限あり)。

2. 対象

(1)補助要件

保育所等が、実習生に対して給食を提供したうえで、その給食費を負担していること

(2)実習生の要件

幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得を目指している者

(3)実習の要件

幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得のために必須と定められているもの

(4)対象期間・経費

4月1日～3月31日の期間に、保育所等において、実習生が支払うべき給食費を負担した費用

3. 補助額

実習生1人当たり実習1日につき 1,000 円を上限に、実習1回につき 10 日を上限として、実際に要した経費

4. 注意事項

実習生が支払うべき1食当たりの給食費については、保育所等が雇用する保育士が通常支払うべき1食当たりの給食費と同様の金額としてください。

利用児募集！

制度の詳細はこちら
(こども家庭庁)



プレ

千代田台こども園の

保育

みかんっこ



就園していない
対象

生後6か月～3歳未満のこども

月10時間を上限に、決まった曜日・時間に利用できます。



利用時間・料金 *給食は幼児食のみです。離乳食のお子さんはご持参ください

①1日コース	… 9:30～14:30 (5時間・給食あり)	1日 1,500円 + 220円(給食費)
②午前コース	… 9:30～12:00 (2時間30分・給食あり)	1日 750円 + 220円(給食費)
③午後コース	… 13:00～15:30 (2時間30分・給食なし)	1日 750円



利用区分 *利用は週1回以内です(週2以上の利用は不可) *月曜日はきょうだいで利用可

月	火	木	金
きょうだい	0歳	1歳	2歳

(前期: 4～9月 / 後期: 10～3月)



利用のながれ

- 1 認定申請** 右QRコードより申請してください。認定後、市より利用に関するご案内が郵送で届きます。
- 2 事前面談** 電話で千代田台こども園に事前面談の予約をしてください。
- 3 利用開始** お電話で利用予約をしてください

*利用に関する詳細は市ホームページをご覧ください。



<認定申請に関する問合せ> 河内長野市役所 こどもまんな課 ☎0721-53-1111(代)

<予約・面談に関する問合せ> 河内長野市立 千代田台こども園 ☎0721-53-2231 (土日祝を除く 9:00～17:00)